

火災予防関係届出事務の受付窓口一覧

1 防火管理に関する届出、消防用設備等点検結果報告書の届出、道路工事、水道断水（減水）、煙火打上げ（仕掛け）等届出

届出の種別	管轄	受付窓口
- 消防用設備等点検結果報告 - 防火（防災）管理者選任（解任）届 - 防火管理（防災管理）消防計画作成（変更）届 - 自衛消防訓練通知書 - 統括防火（防災）管理者選任（解任）届 - 防火管理（防災管理）全体についての消防計画作成（変更）届 - 自衛消防組織設置（変更）届出 - 防火対象物（防災管理）点検結果報告 - 防火対象物（防災管理）点検報告特例認定申請 - 圧縮アセチレンガス（液化石油ガス）等の貯蔵・取扱いの開始（廃止）届出 - 禁止行為の解除承認申請 - 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出 - 露店等の開設届出（対象火気使用器具を使用する場合に限る。） - 催物開催届出 - 煙火打上げ（仕掛け）届出 - 水道の断水（減水）届出 - 道路工事届出	八幡、南八幡、鬼越、鬼高、高石神、東菅野、東大和田、稲荷木、田尻、田尻1～5丁目、北方、本北方、北方町4丁目、中山、若宮、原木、原木1～4丁目、二俣、二俣1、2丁目、二俣新町、高谷、高谷1～3丁目、高谷新町、東浜、上妙典	東消防署 (2階) 〒272-0021 市川市八幡1-8-1 ☎047-334-0119
	市川、市川南、新田、平田、須和田、菅野、真間、大洲、大和田、国府台、国分、中国分、北国分、堀之内	西消防署 (2階) 〒272-0034 市川市市川1-24-2 ☎047-323-0119
	行徳地区（河原、下新宿、妙典、本塩、本行徳、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、高浜町、加藤新田、下妙典、押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻、南行徳、塩浜、福栄、行徳駅前、末広、新浜、入船、日之出、宝、幸、千鳥町）	南消防署 (2階) 〒272-0133 市川市行徳駅前4-6-19 ☎047-397-0119
	曾谷、東国分、稲越、下貝塚、宮久保、大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町	北消防署 (2階) 〒272-0805 市川市大野町4-2163-1 ☎047-338-0119

2 防火対象物使用開始届出、消防用設備等設置届及び工事整備対象設備等着工届、火を使用する設備等の市川市火災予防条例第44条関係の届出、指定数量未満の危険物（少量危険物）及び指定可燃物の貯蔵、取扱いに関する届出

届出の種別	管轄	受付窓口
① 1000㎡未満の新築、増築、改築に伴う防火対象物の下記の届出。 - 着工届、設置届 - 防火対象物使用開始届。 ② 既存防火対象物の店舗等の開店、改修、用途変更に伴う次の届出。 - 着工届、設置届 - 防火対象物使用開始届。 ③ 上記に伴う火を使用する設備等の市川市火災予防条例第44条関係の届出 （炉、温風暖房機、厨房設備、ボイラー又は給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機、変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、水素ガスを充てんする気球） ④ 指定数量未満の危険物（少量危険物）及び指定可燃物の貯蔵、取扱い又は廃止に関する届出	八幡、南八幡、鬼越、鬼高、高石神、東菅野、東大和田、稲荷木、田尻、田尻1～5丁目、北方、本北方、北方町4丁目、中山、若宮、原木、原木1～4丁目、二俣、二俣1、2丁目、二俣新町、高谷、高谷1～3丁目、高谷新町、東浜、上妙典	東消防署 (2階)
	北部地区（曾谷、東国分、稲越、下貝塚、宮久保、大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町）	
	市川、市川南、新田、平田、須和田、菅野、真間、大洲、大和田、国府台、国分、中国分、北国分、堀之内	西消防署 (2階)
	行徳地区全域（河原、下新宿、妙典、本塩、本行徳、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、高浜町、加藤新田、下妙典、押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻、南行徳、塩浜、福栄、行徳駅前、末広、新浜、入船、日之出、宝、幸、千鳥町）	南消防署 (2階)